

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と社団法人大阪府産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害の発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する

（趣旨）

第1条 この協定は、大阪府域において地震等大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理及び処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、地震等大規模災害により倒壊又は焼失した建築構造物等の解体及び撤去に伴って生ずるコンクリート塊、木くず、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、府内市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）が実施する次の各号の事業（以下、「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、地震等大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に府域の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で通知する。ただし、文書により難い場合は、口頭で要請し、後日、速やかに通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に速やかに報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、乙と当該市町村等で協議の上決定するものとする。

(連絡の窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては大阪府環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課とし、乙においては社団法人大阪府産業廃棄物協会事務局とする。

(協力可能な資機材等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を甲に速やかに報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協定書の有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から本協定を更新しない旨の申し出があった場合を除き、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 18 年 3 月 27 日



甲 大阪府知事 齊 藤 房 江



乙 大阪市中央区谷町 3-4-5
社団法人大阪府産業廃棄物協会
会長 國中 賢吉

